



平成 26 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 帝 国 電 機 製 作 所  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 宮 地 國 雄  
(コード番号 6 3 3 3 東証第一部)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 総 務 本 部 長 中 村 嘉 治  
(TEL : 0 7 9 1 - 7 5 - 4 1 6 0)

### 新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 30 日開催の取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 【本資金調達背景と目的】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び子会社 14 社により構成されており、ケミカル用モータポンプ及びケミカル以外用モータポンプを主な製品とする「ポンプ事業」を主たる事業として、自動車用電装品及び産業機器用基板を主な製品とする「電子部品事業」及び特殊機器、健康食品及び人材派遣の「その他」を事業展開しております。

当社グループは、景気動向により売上が変動する中でも、適正利益を生み出せる強靱な経営体質を目指すことを経営目標としております。目標達成の中期的な戦略として、連結経営強化の観点から子会社を含めた事業の効率向上と一層の連携強化、完全無漏洩構造のキャンドモータポンプをコアとした事業領域の拡大、景気変動に強い企業体質づくりを目指し、成長を図る施策の展開に取り組んでおります。成長を持続するために、世界各地においてキャンドモータポンプの市場を開拓・拡大していくことを図るなど積極的な海外戦略を展開しております。

今後の事業環境としては、北米ではシェールガス革命により、大規模化学プラントが立ち上がり、当社グループの事業領域であるエチレンプラント及びその下流品としての化学品基礎原料のプラントの増設が期待されるほか、中国を始めとする東南アジアでは高速鉄道路線網などのインフラ整備、化学プラント増設が予測されております。また、高付加価値製品が求められる案件が多くなっているほか、ポンプの大型化の流れもあり既存の工場設備で一連のプロセスをコントロールすることは難しくなっております。

今般の新株式発行及び自己株式の処分による調達資金を、本社工場の新工場建設費用及びポンプ製品等の組立設備費用に充当することにより、生産効率の高いラインを構築し、生産能力を高めることで将来の事業展開に機動的に対応できる生産体制を整え、更なる企業価値の向上を目指してまいります。

#### 記

##### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- |                         |  |
|-------------------------|--|
| (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 610,000 株   |
| (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法   | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 26 年 6 月 9 日(月)から |

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- 平成 26 年 6 月 12 日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 26 年 6 月 16 日(月)から平成 26 年 6 月 19 日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 申込証拠金 1 株につき発行価格と同一の金額とする。
- (10) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 宮地 國雄に一任する。
- (11) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 350,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 募集方法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、一般募集における発行価格（募集価格）

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- と同一とする。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 平成26年6月16日(月)から平成26年6月19日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。なお、払込期日は公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 申込証拠金 1株につき処分価格と同一の金額とする。
- (9) 払込金額、その他本自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 宮地 國雄に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 140,000株  
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。一般募集の需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 みずほ証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格及び処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から140,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 申込証拠金 一般募集における申込証拠金と同一とする。
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 宮地 國雄に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

### 4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 140,000株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものと

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

する。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

- (4) 割 当 先 みずほ証券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 平成 26 年 6 月 25 日(水)
- (6) 払 込 期 日 平成 26 年 6 月 26 日(木)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)記載の申込期間（申込期日）内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 宮地 國雄に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## <ご参考>

### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から 140,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、140,000 株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成 26 年 5 月 30 日（金）開催の取締役会において、前記「4. 第三者割当による新株式発行」に記載のとおり、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 140,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 26 年 6 月 26 日（木）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 26 年 6 月 23 日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

### 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

- |                      |              |                      |
|----------------------|--------------|----------------------|
| (1) 現在の発行済株式総数       | 9,450,069 株  | (平成 26 年 5 月 30 日現在) |
| (2) 公募増資による増加株式数     | 610,000 株    |                      |
| (3) 公募増資後の発行済株式総数    | 10,060,069 株 |                      |
| (4) 第三者割当増資による増加株式数  | 140,000 株    | (注)                  |
| (5) 第三者割当増資後の発行済株式総数 | 10,200,069 株 | (注)                  |

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 今回の公募による自己株式の処分による自己株式数の推移

(1) 現在の自己株式数	356,322株	(平成26年5月30日現在)
(2) 処分株式数	350,000株	
(3) 処分後の自己株式数	6,322株	

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当増資に係る手取概算額上限 2,778,400,000 円について、2,057,000,000 円を平成 28 年 4 月までに当社本社工場の新工場建物の建設費用に、700,000,000 円を平成 28 年 6 月までに当社本社工場のポンプ製品等の組立設備費用に、残額については平成 27 年 2 月までに当社本社工場の次期基幹システムに充当する予定であります。また、実際の支出予定時期までは安全性の高い金融商品等で運用していく予定であります。

なお、当社グループの設備投資計画については、平成 26 年 5 月 30 日現在（ただし、投資予定金額の既支払額については平成 26 年 3 月 31 日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
(株)帝国電機製作所	兵庫県 たつの市	ポンプ事業	新工場建物	2,057	-	自己株式処分資金 及び増資資金	平成26年 6月	平成28年 3月	-
			ポンプ製品等 の組立設備	1,175	-	自己資金、 自己株式処分資金 及び増資資金	平成28年 4月	平成28年 5月	10台/日
			次期基幹 システム	600	468	自己資金、 自己株式処分資金 及び増資資金	平成22年 1月	平成27年 1月	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. ポンプ事業の生産の効率化及び将来の増産に備えるものであります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を設備投資資金に充当することにより、当社グループの中長期的な業績の向上に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと考えており、安定した配当を継続的に行うことを基本方針としております。

また一方、急速な技術革新と顧客ニーズに応えるための研究・新製品開発及び生産設備等事業拡大・競争力強化のために積極的な先行投資を行うことも必要不可欠であります。そのためにも必要な内部留保を積むことも重要であると考えており、財務状況、利益水準及び配当性向等を総合的に勘案した成果配分に努めてまいります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、急速な技術革新と顧客ニーズに応えるための研究・新製品開発及び生産設備等事業拡大・競争力強化のための投資に活用してまいりたいと考えております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
1株当たり連結当期純利益	134.74円	200.17円	153.53円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	22.00円 (10.00円)	24.00円 (12.00円)	24.00円 (12.00円)
実績連結配当性向	16.3%	12.0%	15.6%
自己資本連結当期純利益率	9.1%	12.3%	8.3%
連結純資産配当率	1.5%	1.5%	1.3%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。

2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(連結貸借対照表上における期首の純資産合計及び期末の純資産合計の平均)で除した数値であります。

3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値であります。

4. 平成26年3月期の数字は、未監査の財務諸表に基づいております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始 値	1,504円	1,630円	1,840円	3,410円
高 値	1,849円	1,940円	3,500円	3,420円
安 値	1,172円	979円	1,650円	2,575円
終 値	1,623円	1,840円	3,380円	2,786円
株価収益率	12.05倍	9.19倍	22.02倍	—

(注) 1. 平成27年3月期の株価については平成26年5月29日(木)現在で表示しています。

2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益(平成26年3月期の数字は未監査)で除した数値であります。また、平成27年3月期に関しては、未確定のため記載しておりません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である三菱電機株式会社は、みずほ証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡り日から起算して180日目の日に終了する期間(以下

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集及び本件第三者割当増資並びに株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。